

札幌市工事請負契約に関する基本方針

平成 25 年 3 月 4 日 財政局契約管理担当局長決裁

市は、工事に係る事業が税金その他の公的な財源で賄われていることを踏まえ、工事請負契約に係る調達の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本的な考え方とする。

- 1 競争性、透明性及び公平性が確保されること。
- 2 工事の良好な品質が確保されること。
- 3 地元建設産業の健全な育成を図るとともに、雇用の確保及び就労環境の向上に寄与すること。
- 4 地元経済の活性化及び税金等の地域内循環の実現に資すること。

◆ 基本方針

市は、上記の基本的考え方をもとに、次に掲げる事項を基本方針として定め、これに沿った運用に努めるものとする。

1 公正かつ適切な入札の促進

- (1) 事業者の経営安定及び下請企業を含む当該事業に従事する者の労働環境確保のため、適正な予定価格の算定及び低価格入札の防止に努めること。
- (2) 競争性を阻害しないことや、工事の品質確保に必要な最小限の範囲において、工事内容に応じた適切な入札参加資格を設定するよう努めること。
- (3) 過度な競争が行われている工種については、合理的かつ適切な競争環境が確保されるよう制度の見直しに努めること。

2 地元建設業者の受注機会の確保

- (1) 競争性の確保を前提に、本市に建設業許可における主たる営業所を有する者（以下「市内企業」という。）への優先発注を原則とする運用を徹底すること。
- (2) 事業の効率的な執行や競争性の確保を前提に、市内企業の受注機会確保の観点から、「建設工事分割発注ガイドライン」に沿って、可能な限り工事の分割発注に努めること。
- (3) 一般競争入札において、総合評価落札方式及び成績重視型入札等、多様な入

札方法の採用により、市内企業の受注機会の確保に努めること。

- (4) 工事下請負及び資材調達における市内企業の活用を促進すること。

3 良好な実績を有する事業者の適正な評価

- (1) 良好な工事施工実績を有する事業者及び地域社会の発展に寄与する事業者を適正に評価すること。
- (2) 環境、福祉、雇用、防災、地域貢献など、社会的価値の実現に取り組む事業者を適正に評価すること。
- (3) 優良工事施工事業者に対する表彰制度について適切に運用すること。
- (4) 下請発注・資材調達において市内企業を活用する事業者を適正に評価すること。

4 早期発注及び早期支払の推進

地域経済の活性化の観点から、可能な限り早期発注に努めるとともに、前払金、中間前払金等を含め工事請負代金の早期支払いに努めること。